資料番号 ４

内閣総理大臣等の退職手当

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 退職手当の額（万円） | 備　　考 |
| 内閣総理大臣 | ５２４ | 在職期間４年の場合 |
| 最高裁判所長官 | ４，９４４ | 在職期間１０年の場合 |
| 最高裁判所判事 | ３，６０７ | 同　　　上 |

参考：退職手当の計算方法

　内閣総理大臣

基本額（俸給月額×在職年数に応じた支給率）＋調整額（基本額×6/100）

在職４年の場合：206万円×0.6×4年＋206万円×0.6×4年×6/100

　最高裁判所長官、判事

　　　退職時における報酬月額×勤続年数×240/100

　　　　長官（在職１０年の場合）：206万円×10年×240/100

　　　　判事（　　　〃　　　　）：150.3万円×10年×240/100

　　※最高裁判事の退職金は、平成18年度から大幅な見直しを実施

　　　　支給率をこれまでの650/100から240/100とし、従来の約1/3の額とした。